

○一般競争入札等の取扱いについて

平成 3 年 9 月 30 日
蔵理第 3603 号

改正 平成 6 年 6 月 28 日蔵理第 2708 号
同 8 年 3 月 14 日 同 第 872 号
同 12 年 12 月 26 日 同 第 4631 号
同 13 年 3 月 30 日財理第 1296 号
同 13 年 12 月 28 日 同 第 4760 号
同 14 年 11 月 20 日 同 第 4276 号
同 15 年 4 月 23 日 同 第 1628 号
同 16 年 6 月 30 日 同 第 2508 号
同 17 年 6 月 28 日 同 第 2431 号
同 18 年 6 月 21 日 同 第 2530 号
同 18 年 11 月 20 日 同 第 4530 号
同 18 年 11 月 22 日 同 第 4375 号
同 19 年 7 月 12 日 同 第 2860 号
同 19 年 10 月 24 日 同 第 4202 号
同 20 年 1 月 4 日 同 第 5128 号
同 21 年 6 月 24 日 同 第 2779 号
同 23 年 6 月 27 日 同 第 3003 号
同 24 年 5 月 22 日 同 第 2445 号
同 24 年 6 月 26 日 同 第 3037 号
同 24 年 11 月 21 日 同 第 5479 号
同 25 年 5 月 2 日 同 第 2113 号
同 28 年 6 月 23 日 同 第 2094 号
同 30 年 3 月 30 日 同 第 1150 号
同 30 年 6 月 29 日 同 第 2235 号
令和 元年 9 月 20 日 同 第 3211 号
同 2 年 1 月 31 日 同 第 322 号
同 2 年 12 月 18 日 同 第 4097 号
同 3 年 6 月 11 日 同 第 1932 号
同 4 年 6 月 7 日 同 第 2006 号
同 4 年 6 月 10 日 同 第 2030 号
同 5 年 12 月 22 日 同 第 3436 号

大蔵省理財局長から各財務(支)局長、沖縄総合事務局長宛

国有地等の一般競争入札等による売払いについては、その円滑な処理を図るため、下記によることとし、その実施手続につき別紙に掲げるところを基本として行うこととしたから、通知する。

記

1 基本方針

未利用国有地を売り払いするに当たっては、原則として一般競争入札（以下「入札」という。）により売り払うこととする。

2 入札の取扱い

(1) 入札参加者の資格

入札参加者の資格については、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条に規定する者、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 16 条の規定に該当する者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者を除くほか、特に制限しないものとする。

なお、入札参加者については、平成 24 年 5 月 22 日付財理第 2445 号「普通財産の管理处分に係る契約からの暴力団排除について」通達（以下「暴排通達」という。）の記 2 の規定に基づき警察当局への照会手続を行うものとする。

(2) 入札の条件を付す場合の取扱いについて

イ 入札条件の内容

入札の実施に際し、財務局長（福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。）、財務事務所長及び出張所長（以下「財務局長等」という。）は、暴排通達の記 3 の規定に基づき（イ）の条件を付すこととし、他の法令、不動産市況並びに当該物件の周囲の環境及び利用状況等により、必要と認める場合には（ロ）又は（ハ）の条件を付すことができるものとする。（ロ）又は（ハ）の条件を付した場合には併せて、（イ）の②、③及び④の条件を付すものとする。

（イ） 暴力団事務所の利用等の禁止

① 落札者は、国有財産売買契約締結の日から 10 年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないこと。

② 落札者が条件に違反したときは、売払代金の 3 割に相当する金額を違約金として支払わなければならないこと。

- ③ 財務局長等は、その履行状況を把握し、条件違反を未然に防止するため、必要があると認めるときには実地調査を実施し、また、報告を求めること。
- ④ 落札者が③の実地調査を正当な理由なく拒み、妨げ若しくは忌避し、又は報告を怠ったときは売払代金の1割に相当する金額を違約金として支払わなければならぬこと。

(ロ) 風俗営業等の禁止

落札者は、国有財産売買契約締結の日から10年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないこと。

(ハ) 所有権の移転及び権利設定の禁止

落札者は、国有財産売買契約締結の日から5年間、国の承認を得ないで売買物件の所有権を第三者に移転し又は売買物件に権利の設定をしてはならないこと。

ただし、権利の設定については、抵当権の設定は禁止の対象には含まないものとし、対象を極力具体的に記載する。

□ 入札条件を付したもののが履行確保

(イ) 財務局長等は、入札条件を付した場合において、入札条件の履行状況を把握し、条件違反を未然に防止するため、必要があると認めるときは、以下の要領で、実地調査（ドローン等のデジタル技術を活用した調査を含む。）を実施するものとする。

- ① 契約に付した条件の履行状況を把握するため、相手方に対し、当該財産の状況についてその所有、利用等の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて報告を求めるものとする。
- ② 実地調査において、条件違反の事実があることを認識した場合には、事案の内容を検討の上、適切な処理方針をたて、入札条件に定めるところにより、遅滞なく違約金の徴求等の措置を講ずるものとする。
- ③ 相手方が正当な理由なく実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は報告を怠ったときは、違約金を徴求することを相手方に文書で通知した上で再度実地調査を実施する。この場合においても正当な理由なく実地調査を拒む等のときは、入札条件に定めるところにより、遅滞なく違約金の徴求等の措置を講ずるものとする。
- ④ 調査状況を別紙様式「一般競争入札物件管理カード」に記録・整理する。

(ロ) 所有権の移転等

2-(2)-イの各条件を付した場合においても、契約締結後、(ロ)については10年以内、(ハ)については5年以内に条件の撤回又は変更の承認の申請がなされ、財務局長等がこれを適当と認める場合には当該条件を撤回又は変更することができる。

(3) 分割入札の取扱い

イ 対象財産を周辺の土地利用の実情に照らして、適当な面積の画地に分割した上で入札に付す場合には、分割後の画地がすべて公道に面するように分割するものとする。

ロ 対象財産を上記イに定めるように分割できないときであっても、次の条件を満たす場合には、分割して入札に付すことも差し支えない。

(イ) 対象財産のうち、私道部分として国有財産のまま存置されるものが、地元地方公共団体において公道として速やかに認定されることが確実であること又は落札者が売買物件の一部を国の指示するところにより私道として公共の用に供すること。

なお、この場合には、処分後において落札者間に紛争が生じることのないよう、事前に入札参加案内書等に明示すること。

(ロ) 分割した後の各画地の評価額の合計額が、対象財産を一体の土地として評価した場合の評価額を下回らないこと。

(4) 予決令第99条の2及び第99条の3の規定に基づく随意契約の取扱い

イ 入札に付しても入札者がないときは、予決令第99条の2の規定に基づいて、随意契約により売り払うことができるものとする。

なお、この場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないことに留意すること。

ロ 落札者が契約を締結しないときは、予決令第99条の3の規定に基づいて、その落札金額の制限内で随意契約により売り払うことができるものとする。

なお、この場合においては、履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができないことに留意すること。

(5) 価格の有効期間

最近の地価動向に鑑み、本方式による場合の価格の有効期間は、当分の間1年間とする。

なお、この期間内であっても評価替することを妨げない。

(6) 次回入札の取扱い

上記(4)の随意契約によっても成約できなかった財産については、原則として次年度に平成13年3月30日付財理第1317号「国有財産評価基準について」通達別紙国有財産評価基準第4章第2の「評価替の方法」の規定に基づく評価替を行い入札に付することとする。

ただし、財務局長等が、近隣地域における不動産取引の状況や財産の個別的要因等を勘案して、次年度に入札に付しても成約に至る可能性が低いと認める財産については、この限りでない。

この場合において、財務局等（財務局、福岡財務支局及び沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）のホームページに買受参考価格を含む当該財産に係る情報を掲載した上で、買受要望を受け付けることとし、買受要望があった財産のほか、財務局長等が入札による成約が見込まれると判断した財産については、次回の入札に付すこととする。

（注）買受参考価格は、直近の入札において公告した最低売却価格（予算決算及び会計令

臨時特例（昭和 21 年勅令第 558 号。以下「予決令臨特」という。）第 4 条の 15 の規定に基づいて公告する予定価格をいう。以下同じ。）とし、当該入札に係る公告日を併せて掲載するものとする。

3 最低売却価格の公表の取扱い

不動産を入札の方法により一般競争に付して売り払うときは、別に定める場合又は公正性、経済合理性等を勘案して予定価格を公告しないことにつき財務局長等が適當と認める場合を除き、予決令臨特第 4 条の 15 の規定に基づき最低売却価格を公告することとする。

この場合においては、入札者が入札参加者の数を認知できない方法により入札を実施しなければならないことに留意すること。

（注）会計法令の規定に基づき財務局長等が事務委任を受けた特別会計所属普通財産についても、予決令臨特第 4 条の 15 の規定に基づき最低売却価格を公告することができる。

ただし、予決令臨特第 4 条の 15 の規定によらずに不動産を入札の方法により一般競争に付して売り払う場合には、上記 2-(1) に規定する入札参加者の資格を制限する者に入札物件の鑑定評価等の業務を請け負った者を追加するものとする。この場合において、上記 2-(1) 中「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者」とあるのは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者並びに入札物件の鑑定評価等（令和元年 9 月 24 日付財理第 3228 号「国有財産等の評価に係る不動産鑑定業者の選定方法について」通達に規定する「鑑定評価等」をいう。以下同じ。）の業務を請け負った者」と読み替えるものとする。

4 入札保証金

入札を実施する場合には、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 4 第 1 項の規定により、入札保証金（入札金額の 100 分の 5 以上に相当する金額）を納付させることとする。

5 予決令第 102 条の 4 第 4 号の口の規定に基づく随意契約の取扱い

次に掲げる場合で、かつ、入札によるよりも相手方及び用途を特定する方が国有財産の売払いとして適切であると認められる場合においては、会計法第 29 条の 3 第 4 項（ただし、予決令第 102 条の 4 第 4 号の口の規定に該当する場合に限る。）の規定に基づいて随意契約により処分することができるものとする。

なお、この処分に当たっても用途指定を付すものであることに留意し、昭和 41 年 2 月 22 日付蔵国有第 339 号「普通財産にかかる用途指定の処理要領について」通達に基づいて取扱うものとする。

- (1) 特別の法律に基づいて必設置、強制加入とされている特別の法人に売り払う場合
- (2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「公益法人認定法」という。）第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する公益社団法人及び公益財団法人に、公益法人認定法第 2 条第 4 号に規定する公益目的事業の用に供するために売り払う場合

(3) 当該財産の所在する地域に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）等の法令等の規制から判断し、当該地区全体にとって最も有効な用途に供せられると認められるものに売り払う場合

　例えば、次に掲げる場合をいう。

- イ 臨港地区（港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第4項に規定する臨港地区をいう。）内に所在する財産を港湾関連事業の用に供する場合
- ロ 工業専用地域（都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域をいう。）内に所在する財産を工場等の用に供する場合
- ハ 市街化調整区域（都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域をいう。）内に所在する財産を当該区域において開発行為の許可を得て開発する事業の用に供する場合
- ニ 森林地域（国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第2項に規定する森林地域をいう。）内に所在する財産を森林等の用に供する場合
- ホ 危険施設又は嫌悪施設の近隣に所在する財産を当該施設の関連施設の用に供する場合
- ヘ 法的制約等により隣接地所有者が一体として利用することが最も有効な使用方法と認められる場合

6 本省承認

本通達により処理することが適当でないと認められる場合には、その事由を付して処理案につき理財局長の承認を得て処理することができる。

7 書面等の作成・提出等の方法

(1) 電子ファイルによる作成

本通達に基づき、作成を行う書面等（書面その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）については、電子ファイルにより作成を行うことができる。

(2) 電子メール等による提出等

イ 本通達に基づく提出等の手続のうち、書面等により行うこととしているものについては、電子メール等の方法により行うことができる。

ロ 上記イの方法により提出等を行うときは、電子ファイルをもって行うものとする。

(3) 適用除外

上記(1)及び(2)の措置は、本通達に規定する手続のうち、次に掲げる場合については適用しないものとする。

イ 記2-(2)-ロ-（イ）-①に規定する「登記事項証明書」の報告及び③に規定する「通知」をする場合

ロ 別紙I-1-(2)-①-ニに規定する手続

ハ 別紙I-1-(6)-①-ロただし書、別添第1号様式記5-（1）及び別添第2号様式第6条第2項に規定する手続

- ニ 別紙 I－1－(6)－①－へ及び別添第2号様式第5条に規定する入札書の提出
- 木 別紙 I－1－(6)－③－イに規定する「住民票又は法人登記の現在事項全部証明書」の提出
 - ヘ 別紙 I－2－④に規定する「普通財産売払申請書」及び「住民票又は法人登記の現在事項全部証明書」の提出
 - ト 別紙 II－1－(6)－①－イ及び別添第5号様式第4条に規定する入札書の提出
 - チ 別紙 II－1－(6)－①－ハに規定する手続
 - リ 別紙 II－1－(6)－①－トに規定する入札者への通知
 - ヌ 別紙 II－1－(6)－②－ハ及び別添第5号様式第11条に規定する開札結果の通知に規定する手続
- ル 別紙 II－1－(6)－③－イに規定する「住民票又は法人登記の現在事項全部証明書」の提出
 - ヲ 別添第1号様式記8に規定する契約書の作成
 - ワ 別添第2号様式第4条に規定する委任状の提出
 - カ 別添第2号様式第6条第5項及び第16条なお書きに規定する登録済通知書の提出
 - ヨ 別添第4号様式記6－(2)及び別添第5号様式第5条に規定する手続
 - タ 別添第4号様式記9に規定する契約書の作成
 - レ 別添第5号様式第3条に規定する委任状の提出
 - ソ 別添第5号様式第15条なお書きに規定する登録済通知書の提出

別紙様式

一般競争入札物件管理カード

整理番号								
相手方	住所		財産の所在地 (口座名)	区分	種目	数量 (m ²)	契約価格 (円)	
	氏名							
契 約 年 月 日	年	月	日					
所有権移転年月日	年	月	日					
物件引渡年月日	年	月	日	計				
所有権移転等 禁 止 期 間	自 年 月 日 (年間)			提出期限	提出期限	提出期限	提出期限	
	至 年 月 日			提出日	提出日	提出日	提出日	
完 結 年 月 日	年 月 日			提出期限	提出期限	提出期限	提出期限	
備 考				提出日	提出日	提出日	提出日	
				違約金にかかる約定	第 条 項 号(割) 円			
					第 条 項 号(割) 円			
					第 条 項 号(割) 円			
					第 条 項 号(割) 円			
					第 条 項 号(割) 円			

(裏面)

別 紙

I 期日入札における実施手続

1 期日入札の実施手続は、次に定めるところによる。

(注 1) 期日入札とは、あらかじめ定められた入札期日に入札参加者に入札させた上、その場で開札を行い、落札者を決定する方法をいう。

(注 2) 期日入札を実施しようとする場合には、入札に参加しようとする者が入札参加者数を認知した上で入札に参加することができない方策について、本省と協議を行うものとする。

(1) 期日入札の決議

期日入札を実施しようとする場合には、別添第 1 号様式による国有財産売払公示書に必要事項を記載の上、別添第 2 号様式による入札要領及び別添第 3 号様式による国有財産売買契約書(案)を添付して期日入札の決議を行う。

(2) 予決令第 74 条の規定に基づく入札の公告等の取扱い

入札の公告は、原則として、下記③に定める入札参加申込書の受付期間の最終日の前日から起算して 20 日前までに日刊紙、官報、地方公共団体の広報紙等への掲載、財務局等官公署の掲示板その他の適宜の場所への掲示等いずれかの方法により行うものとする。

(注 3) 期日入札に付しても入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、改めて公告して期日入札を実施しようとするときは、上記の期間を 5 日間までに短縮することができる。

また、入札参加者の拡大及び落札率の向上を図るため、入札の公告に併せて、財務局等のホームページに入札日程及び入札物件に係る情報（以下「入札情報」という。）並びに入札関係書類を掲載するとともに、次の取組を行うものとする。

① 連携協議会への入札情報の提供

財務局長等は、連携協議会（令和元年 9 月 20 日付財理第 3206 号「最適利用に向けた未利用国有地等の管理処分方針について」通達記第 10 に規定する連携協議会をいう。以下同じ。）に対して入札情報を提供するとともに、当該協議会を通じて当該協議会の構成員や関係市町村等に入札情報を提供するなど、更なる情報発信の取組に努めるものとする。

② 近隣の事業者等への入札情報の提供

イ 財務局長等は、下記口からホに定めるところにより、次に掲げる者に対して入札情報を提供するよう努めるものとする。

(イ) 入札物件の近隣（おおむね 500m 圏内）に事務所等の活動拠点を有する法人

(ロ) 入札物件の隣接土地所有者

(ハ) 入札参加実績のある者、現地説明参加者、過去に物件照会のあった者その他入札への参加が見込まれる者

(ニ) その他財務局長等が適当と認める者

口 財務局長等は、入札情報の提供に当たっては、あらかじめ上記イに掲げる者の中から情報提供を行う候補先を検討するものとし、原則、当該候補先とした者に対して、個別に情報提供に関する申込みを行い、その承諾を得るものとする。

(注4) 土地面積が小規模である物件や袋地、地形狭長等で接道条件が劣る物件については、原則、上記イー(ロ)に規定する者を情報提供の候補先として選定するものとする。

ハ 入札情報の提供は、原則、持込みの方法によるものとする。

ニ 財務局長等は、入札情報の提供に当たっては、情報提供の相手方に対して、次に掲げる者は入札に参加できない旨を書面により必ず伝えるものとする。

(イ) 予決令第70条及び第71条の規定に該当する者

(ロ) 国有財産に関する事務に従事する者にあっては国有財産法第16条の規定に該当する者

(ハ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

(ニ) 入札物件の鑑定評価等の業務を請け負った者

(注5) 上記(ニ)については、予決令臨特第4条の15の規定によらずに不動産を入札の方法により一般競争に付して売り払う場合に限り入札に参加できない者として取り扱うものとする。

木 財務局長等は、継続的に情報提供を行う候補先及び相手方をリスト化の上で管理するものとし、情報提供の実績等を踏まえ隨時更新するなど、適宜の方法により管理するものとする。

③ 不動産情報サイトへの情報の掲載

イ 財務局長等は、入札の公告に併せて、入札物件に関する次の情報を「全国版空き家・空き地バンク」（以下「全国版バンク」という。）に掲載するものとする。

(イ) 物件番号、所在地、登記地目、面積、用途地域、都市計画、交通機関、最寄駅（又はバス停）、徒歩所要時間及び最低売却価格

(ロ) 現況写真

(ハ) 入札日程、問い合わせ先その他財務局長等が必要と認める事項

(注6) 予決令臨特第4条の15の規定によらずに不動産を入札の方法により一般競争に付して売り払う場合には、上記(イ)中「最低売却価格」は情報掲載しないものとする。

- 財務局長等は、入札参加申込書の受付期間の最終日をもって、全国版バンクから上記イの情報を削除するものとする。
- ハ 上記イ及びロに定める全国版バンクへの情報掲載又は削除に係る手続を含め、全国版バンクに掲載した物件情報の管理は、財務局等の本局において一括して行うものとし、財務局長等は当該情報管理のための体制を構築するものとする。

(3) 入札要領等の閲覧と入札関係書類の交付

- ① 入札公告を行ったときは、入札の公示期間中、財務局等その他適宜の場所に入札要領及び契約書(案)を備え付けて入札参加希望者の閲覧に供するとともに、入札参加希望者には、次の入札関係書類を交付する。ただし、入札参加希望者への入札関係書類の交付期限は、入札参加申込書の提出期限を勘案の上適宜設定するものとする。

【入札関係書類】

- イ 一般競争入札参加案内書
- ロ 入札参加申込書
- ハ 振込依頼書（兼入金伝票）、保管金受入手続添付書、振込金（兼手数料）受取書用紙（3連複写）

二 入札保証金提出書、入札保証金振込証明書用紙（2連複写）

ホ 役員一覧（法人の場合のみ）

- ② 入札関係書類の交付に当たっては、入札参加申込書（法人の場合には役員一覧を含む。以下同じ。）を期限までに提出するよう伝えること。併せて相手方に対し国有財産売払公示書、入札要領等の内容を十分周知し、間違いのない入札を行うよう注意を喚起する。
- ③ 入札参加希望者から入札参加申込書を入札期日の前日から起算して原則 10 日前までに提出させることとする。

(4) 物件の現地説明

期日入札における物件の現地説明は、原則として省略する。

ただし、現地説明を行う必要があると認める場合には、入札参加申込書の提出期限のおおむね 10 日前の日を定め、国の指定する場所に下見参加者を集合させ、担当職員が現地案内を行い境界杭及び境界線を明示して、これを確認させた上、都市計画上の制限（用途地域、建蔽率、容積率）等について説明する。

なお、市街化調整区域内に所在する国有地を入札に付する場合は、建築等に係る都道府県知事の許可を要するので、その旨を説明する。

(5) 入札保証金の納付

会計法第 29 条の 4 の規定に基づく入札保証金は、現金の持参又は財務局長等が指定する預金口座に入札者が現金を振り込む方法により納付させるものとする。

ただし、銀行振出小切手、国債又は金融機関の保証による担保の提供をもって入

札保証金の納付に代えることができるものとする。

なお、財務局長等が指定する預金口座に入札者が現金を振り込む方法により納付させる場合には、入札保証金の振込期限を指定するものとする。

(6) 入札の実施

期日入札の方法は次による。

① 入札

イ 入札参加希望者から入札参加申込書が提出されていることを確認の上、入札参加の受付を行う。入札実施時刻となった時は、入札参加の受付を締め切る旨及び入札を開始する旨を告げ、次の事項について説明する。

(イ) 入札要領記載事項

(ロ) 落札者と契約を締結する場合の契約内容、特に所有権の移転及び権利の設定の禁止、用途制限及び違約金に関する特約に関する事項

□ 入札者から入札前に入札保証金（入札金額の100分の5以上に相当する金額）を納付させること。

ただし、入札参加者が入札保証金を財務局長等が指定する預金口座に現金を振り込む方法により納付した場合には、入札保証金提出書及び保管金受入手続添付書が貼付された入札保証金振込証明書（以下「入札保証金提出書等」という。）を期限を指定し提出させる。その際、いずれかの書類が不足しているもの、又は所定の用紙を使用しなかったものについては無効とする。

ハ 入札保証金提出書等の提出がされた場合、「入札保証金提出書等受理簿」

（適宜様式）に記載し、入札保証金提出書等の写しを保管した上、入札保証金提出書等の原本を歳入歳出外現金出納官吏（以下「出納官吏」という。）に送付し、入札保証金の入金状況の確認を受ける。

ニ 出納官吏は入札保証金の授受に当たっては、国庫金歳入代理店指定銀行の応援を求めて事務処理の円滑化を図るように努める。

ホ 開札場所に最低売却価格を掲示するとともに、この価格を下回る価格の入札は無効となることを明示すること。ただし、予決令臨特第4条の15の規定によらずに不動産を入札の方法により一般競争に付して売り払う場合にはこの限りでない。

ヘ 入札は、入札書により封書にして、入札箱へ投入させる。

ただし、入札参加者が少數の場合には、入札箱への投入に代え、封書にして提出させても差し支えない。

ト 入札は、一定の時間を与えて行わせ、入札状況をみて、入札漏者がいないことを確認した上、適宜、入札を締め切る。

② 開札等

イ 入札者を立ち会わせて開札する。開札の際、入札者が立ち会わないときには、

入札事務に関係のない職員を立ち会わせること。

- 開札の結果、最低売却価格以上で最高の価格をもって入札した者を落札者と決定する。

ただし、最低売却価格以上で最高の価格をもって入札した者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合は、当該入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保するとともに、当該物件に係るすべての入札参加者へその旨通知する。上記排除要請が行われなかった場合は、落札候補者を落札者と決定するものとし、上記排除要請が行われた場合は、落札候補者の入札を無効とするとともに、最低売却価格以上で入札した他の者（警察当局から排除要請が行われなかった者に限る。）のうち最高の価格をもって入札した者を落札者と決定する。

また、落札者となる同価の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、立会者（入札事務に関係のない職員）がくじを引くものとする。

なお、落札者となる同価の入札者に落札候補者がいる場合には、当該落札候補者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定するまでは、くじ引きを留保する。

③ 落札者との契約等

- イ 財務局長等は、落札決定後速やかに、落札者から、誓約書（別添第6号様式）、住民票又は法人登記の現在事項全部証明書及びその他契約に必要な書類の提出を求めるところとする。
- ロ 落札者との契約は、原則として、落札決定の日から30日以内に行う。
- ハ 落札者と契約を締結しようとするときは契約保証金として契約金額の100分の10以上に相当する金額を落札者に納付させる（落札者が契約締結と同時に売買代金の全額を納付する場合を除く）。

なお、契約保証金の納付は、現金の持参又は財務局長等の指定する預金口座へ振り込む方法による。

ただし、銀行振出小切手、国債又は金融機関の保証による担保の提供をもつて契約保証金の納付に代えることができる。

- ニ 落札者が契約保証金を納付し、売買契約を締結したときは、入札保証金を還付する。

なお、契約保証金を財務局長等が指定する預金口座に現金を振り込む方法により納付した落札者が売買契約を締結しなかった場合には、落札者があらかじめ指定した金融機関の預貯金口座へ振り込む方法により契約保証金を還付する。この場合、入札保証金は国庫に帰属することに留意すること。

ホ 落札者が売買代金の全額を納付した時は、契約保証金を納付した時発行した受領証書と引換えに契約保証金を還付する。

ただし、落札者が契約保証金を財務局長等が指定する預金口座に現金を振り込む方法により納付した場合には、落札者があらかじめ指定した金融機関の預貯金口座へ振り込む方法により契約保証金を還付する。

ヘ 上記ニ、ホにかかわらず、入札保証金を契約保証金に、入札保証金又は契約保証金を売買代金（落札者が契約締結と同時に売買代金の全額を納付する場合は、入札保証金を売買代金）にそれぞれ充当する取扱いも可能とする。

ト 落札者以外の入札者に対しては、入札保証金を納付した時発行した受領証書と引換えに、速やかに入札保証金を還付する。

ただし、落札者以外の入札者が入札保証金を財務局長等が指定する預金口座に現金を振り込む方法により納付した場合には、当該方法により納付した額に限り、落札者以外の入札者があらかじめ指定した金融機関の預貯金口座へ振り込む方法により入札保証金を還付する。

なお、落札者の決定を留保した場合は、落札者を決定するまでの間、当該物件の入札者に係る入札保証金の還付を留保する。

ただし、開札後、入札参加者から落札決定前に入札を辞退する旨の申出があった場合には、入札保証金を還付する。

チ 入札保証金及び契約保証金を還付する際には、出納官吏に返還依頼を行うものとする。

2 不落等随意契約の実施手続

予決令第99条の2及び第99条の3の規定に基づく随意契約（以下「不落等随意契約」という。）の実施手続は、次によるものとする。

① 入札が不調のときには、先着順により不落等随意契約の相手方を決定することができるものとする。

なお、不落等随意契約の相手方については、記2-(1)に規定する入札参加者の資格を準用するものとし、隨時、警察当局へ確認できるものとする。

② ①により、先着順により買受希望を受け付け、相手方を決定する場合においては、あらかじめ、一定期間、価格等必要な情報を財務局等のホームページにおいて公表し、その後、3ヶ月以上の受付期間を確保した上で買受希望を受け付けることにより行うものとする。この場合において、契約締結後に契約金額を含む契約内容（注7）を財務局等のホームページに公表すること、及び当該契約内容の公表に対する同意が契約締結の要件となることを当該情報に付記した上で買受希望を受け付けるものとする。

なお、落札者が契約を結ばなかった場合において、予決令第99条の3の規定に基づく随意契約を適用しようとするときは、当該落札者の落札金額により買受希

望を受け付けるものとする。

- ③ 財務局長等は、①により先着順による買受希望を受け付ける場合においては、令和元年9月20日付財理第3208号「売残財産を媒介により売り払う場合等の取扱いについて」通達に基づき、全国版バンクへの情報の掲載及び連携協議会等への情報の提供を行うとともに、宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者をいう。）の媒介を活用することにより、買受希望者の探索を行うものとする。
- ④ 財務局長等は、①により先着順による買受希望を受け付ける場合においては、普通財産売払申請書（平成13年3月30日付財理第1297号「普通財産取扱規則に規定する申請書等の標準様式等について」通達別紙第3号様式、以下「売払申請書」という。）、誓約書、同意書（別添第7号様式）（注8）、役員一覧（法人の場合のみ）、住民票又は法人登記の現在事項全部証明書及びその他契約に必要な書類の提出を求めるものとする。

（注7）契約締結後に公表する契約内容は以下のとおり。

所在地（マンションの場合は住居表示）、マンション名・部屋番号（マンションの場合のみ）、登記地目（建物付土地の場合は登記地目及び種類）、面積（建物付土地の場合は土地面積及び建物面積、マンションの場合は専有面積）、応札者数、開札結果、不落等隨契の有無、契約年月日、契約金額、契約相手方の法人・個人の別（契約相手方が地方公共団体の場合は当該団体名）、契約相手方の業種（契約相手方が法人の場合のみ）、価格形成上の減価要因（国の予定価格（予決令第99条の5の規定に基づき定める予定価格をいう。）の算定に当たり、地下埋設物、土壤汚染等の物件の状況又は建物解体撤去を減価要因とした場合のその要因をいう。）、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

（注8）契約締結後に上記注7に掲げる契約内容を国が公表することに同意する旨の同意書（別添第7号様式）の提出を求めるものとする。

II 期間入札における実施手続

1 期間入札の実施手續は、次に定めるところによる。

（注9）期間入札とは、定められた入札期間内に入札させた上、開札期日に開札を行い、落札者を決定する方法をいう。

（1）期間入札の決議

- ① 期間入札を実施しようとする場合には、別添第4号様式による国有財産売払公示書に必要事項を記載の上、別添第5号様式による入札要領及び別添第3号様式による国有財産売買契約書（案）を添付して期間入札の決議を行う。
- ② 入札書等の受付期間（以下「入札受付期間」という。）はおおむね10日間と

し、開札日は入札保証金の振込状況や入札書の到達の確認に要する期間を見込んで設定するものとする。

(2) 予決令第 74 条の規定に基づく入札の公告等の取扱い

入札の公告等については、上記 I - 1 -(2)に定めるところに準じて手続を行うものとする。この場合において、上記 I - 1 -(2)の規定中「入札参加申込書の受付期間の最終日」とあるのは「入札受付期間」と、同②一口の規定中「入札参加申込書の受付期間」とあるのは「入札受付期間」と読み替えるものとする。

(3) 入札要領等の閲覧と入札関係書類の交付

① 入札の公告を行った時は、公告の日から財務局等その他適宜の場所に入札要領及び国有財産売買契約書（案）等を備え付けて入札参加希望者の閲覧に供するとともに、入札参加希望者には、次の入札関係書類を交付する。ただし、入札参加希望者への入札関係書類の交付期限は、入札締切日を勘案の上適宜設定するものとする。

【入札関係書類】

イ 一般競争入札参加案内書

ロ 入札書用紙

ハ 振込依頼書（兼入金伝票）、保管金受入手続添付書、振込金（兼手数料）

受取書用紙（3 連複写）

ニ 入札保証金提出書、入札保証金振込証明書用紙（2 連複写）

ホ 役員一覧表（法人の場合のみ）

ヘ 封筒（入札書提出用、入札関係書類郵送用）

② 入札関係書類の交付に当たっては、入札書提出用封筒には入札書のみを入れた上で封をし、入札関係書類とともに郵送用封筒に入れて提出するよう伝えること。

併せて相手方に対し国有財産売払公示書、入札要領等の内容を十分周知し、間違いのない入札を行うよう注意を喚起する。

(4) 物件の現地説明

期間入札における物件の現地説明については、原則として省略する。

ただし、現地説明を行う必要があると認める場合には、入札受付期間初日のおおむね 10 日前の日を定め、国の指定する場所に下見参加者を集合させ、担当職員が現地案内を行い境界杭及び境界線を明示して、これを確認させた上、都市計画上の制限（用途地域、建蔽率、容積率）等について説明する。

なお、市街化調整区域内に所在する国有地を入札に付する場合には、建築等に係る都道府県知事の許可を要するので、その旨を説明する。

(5) 入札保証金の納付

会計法第 29 条の 4 の規定に基づく入札保証金は、財務局長等が指定する預金口座

に入札者が現金を振り込む方法により納付させるものとする。

(6) 入札の実施

期間入札の方法は次による。

① 入札

- イ 入札者が入札書等を提出する場合には、郵送によることを原則とするが、契約担当官が指定する場所に持参することも認めるものとする。
- ロ 入札書等が入った封筒を受理した場合は、郵送用封筒を開封し入札書、入札保証金提出書等の有無及び入札保証金振込証明書に保管金受入手続添付書が貼付されていることを確認する。その際、いずれかの書類が不足しているもの、又は所定の用紙を使用しなかったものについては無効とする。
- ハ 入札書等の提出がされた場合、「入札書等受理簿」（適宜様式）に記載し、入札保証金提出書等の写しを保管した上、入札保証金提出書等の原本を出納官吏に送付し、入札保証金の入金状況の確認を受けるとともに、入札書を整理の上、一定の容器に納め厳重に保管する。
- ニ 入札受付期間の初日の前日までに郵送された入札書等については、入札の初日に受理したものとして整理する。
- ホ 入札受付期間締切日の翌日以降に到達した入札書等については無効とする。
- ヘ 国有財産売払公示書及び入札要領に違反している入札書については無効とする。
- ト 無効とした入札については、速やかにその旨を記載した文書を当該入札者宛に通知するとともに、出納官吏へ通知し、出納官吏において入金済となった入札保証金の返還手続をとるものとする。
- チ 入札者に無効である旨通知した事績については、別途、補助簿を作成し、処理内容を明確にするものとする。

② 開札等

イ 開札

- (イ) 開札は、国有財産売払公示書において公示した日時及び場所に従って行う。
- (ロ) 開札場所に最低売却価格を掲示するとともに、この価格を下回る価格の入札は無効となることを明示すること。ただし、予決令臨特第4条の15の規定によらずに不動産を入札の方法により一般競争に付して売り払う場合にはこの限りでない。
- (ハ) 開札は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせること。開札には入札者の立ち会い義務は課さないが、立ち会うことを妨げるものではない。この場合、入札関係者の入札会場への入場については、入札物件に關係なく認めるものとする。

□ 落札者の決定

開札の結果、最低売却価格以上で最高の価格をもって入札した者を落札者と決定する。

ただし、最低売却価格以上で最高の価格をもって入札した者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合は、当該入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保するとともに、当該物件に係るすべての入札参加者へその旨通知する。上記排除要請が行われなかった場合は、落札候補者を落札者と決定するものとし、上記排除要請が行われた場合は、落札候補者の入札を無効とするとともに、最低売却価格以上で入札した他の者（警察当局から排除要請が行われなかった者に限る。）のうち最高の価格をもって入札した者を落札者と決定する。

また、落札者となる同価の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。入札者がいない場合は、立会者（入札事務に関係のない職員）がくじを引くものとする。

なお、落札者となる同価の入札者に落札候補者がいる場合には、当該落札候補者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定するまでは、くじ引きを留保する。

ハ 開札結果の通知等

開札結果については、入札者に対して速やかに文書をもって通知するとともに、開札後速やかに財務局等のホームページにおいて入札の実施結果を公表するものとする。

なお、落札者の決定を留保した場合には、その理由を上記文書に記すものとする。

また、入札関係者から開札結果について問い合わせがあった場合は、落札金額について回答することとする。

③ 落札者との契約等

イ 財務局長等は、落札決定後速やかに、落札者から、誓約書、住民票又は法人登記の現在事項全部証明書及びその他契約に必要な書類の提出を求めることとする。

ロ 落札者との契約は、原則として、落札決定の日から30日以内に行う。

ハ 落札者と契約を締結しようとするときは契約保証金として契約金額の100分の10以上に相当する金額を落札者に納付させる（落札者が契約締結と同時に売買代金の全額を納付する場合を除く）。

なお、契約保証金の納付は、現金の持参又は財務局長等の指定する預金口座へ振り込む方法による。

ただし、銀行振出小切手、国債又は金融機関の保証による担保の提供をもつ

て契約保証金の納付に代えることができる。

- 二 落札者が契約保証金を納付し、売買契約を締結したときは、入札保証金を還付する。

なお、契約保証金を財務局長等が指定する預金口座に現金を振り込む方法により納付した落札者が売買契約を締結しなかった場合には、落札者があらかじめ指定した金融機関の預貯金口座へ振り込む方法により契約保証金を還付する。

この場合、入札保証金は国庫に帰属することに留意すること。

- 木 落札者が売買代金の全額を納付したときは、契約保証金を納付した時発行した受領証書と引換えに契約保証金を還付する。

ただし、落札者が契約保証金を財務局長等が指定する預金口座に現金を振り込む方法により納付した場合には、落札者があらかじめ指定した金融機関の預貯金口座へ振り込む方法により契約保証金を還付する。

- ヘ 上記二、木にかかわらず、入札保証金を契約保証金に、入札保証金又は契約保証金を売買代金（落札者が契約締結と同時に売買代金の全額を納付する場合は、入札保証金を売買代金）にそれぞれ充当する取扱いも可能とする。

- ト 落札者以外の入札者に対しては、入札者があらかじめ指定した金融機関の預貯金口座へ振り込む方法により入札保証金を還付する。

なお、落札者の決定を留保した場合は、落札者を決定するまでの間、当該物件の入札者に係る入札保証金の還付を留保する。

ただし、開札後、入札参加者から落札決定前に入札を辞退する旨の申出があった場合には、入札保証金を還付する。

- チ 入札保証金及び契約保証金を還付する際には、出納官吏に返還依頼を行うものとする。

2 不落等随意契約の実施手続

不落等随意契約は、上記 I - 2 に定めるところに準じて手続を行うものとする。

別添第1号様式（期日入札用）

国有財産売払公示書

下記国有財産を一般競争入札により売払いします。

記

1 売払物件

物件番号	所在	種目	構造	数量	都市計画上の制限等	最低売却価格

2 競争参加者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当する者
- (2) 国有財産に関する事務に従事する者にあっては国有財産法（昭和23年法律第73号）第16条の規定に該当する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

※ 予決令臨特第4条の15の規定によらずに不動産を入札の方法により一般競争に付して売り払う場合には、以下を追加する。

- (4) 入札物件の鑑定評価等（令和元年9月24日付財理第3228号「国有財産等の評価に係る不動産鑑定業者の選定方法について」通達に規定する「鑑定評価等」をいう。）の業務を請け負った者

3 入札要領及び契約条項を示す場所

4 入札参加申込、入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札参加申込書の提出期限及び場所
 - ① 提出期限 令和 年 月 日 () 時まで
 - ② 提出場所

- (2) 入札及び開札の日時及び場所
 - ① 入札 令和 年 月 日 () 時から
 - ② 開札 入札締切後直ちに開札

5 入札保証金

- (1) 各自入札金額の100分の5以上（円未満切上）に相当する金額を現金で納付するか、これに代えて銀行振出小切手、国債又は金融機関の保証により入札開始前に提供する

こと。ただし、入札保証金を財務局長が指定する預金口座に現金を振り込む方法により納付する場合には、財務局から交付を受けた振込依頼書を用いて、金融機関において現金により財務局の指定する口座に令和 年 月 日までに振り込むものとし、入札開始前に入札保証金提出書（2連複写の2枚目の入札保証金振込証明書用紙に、金融機関から受け取った保管金受入手続添付書を貼付したもの）を提出すること。入札保証金には利息を付さない。

- (2) 落札者以外の入札者に対しては、入札保証金を納付した時発行した受領証書と引換えに、速やかに入札保証金を還付する。ただし、入札保証金を財務局長が指定する預金口座に現金を振り込む方法により納付した場合には、当該方法により納付した額に限り、入札者があらかじめ指定した金融機関の預貯金口座へ振り込む方法により還付する。

なお、落札者の決定を留保した場合は、落札者を決定するまでの間、当該物件の入札者に係る入札保証金の還付を留保する。

ただし、開札後、入札参加者から落札決定前に入札を辞退する旨の申出があった場合には、入札保証金を還付する。

6 入札の無効

競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

7 契約不履行

落札者が落札決定の日から 日以内（契約締結に際し、落札者が隔地にあり、国が契約書を送付して落札者が記名押印の上当該契約書を国に送付する場合においては、 日以内とする。）に契約を結ばない場合には、第5項の入札保証金は国庫に帰属する。

8 契約書作成の要否及び代金支払方法

契約書の作成を要し、代金は即納とする。

9 現地説明の日時及び場所

日時 令和 年 月 日 時

場所

10 契約内容等の公表

- (1) 入札の実施結果に係る次に掲げる情報については、開札後速やかに財務局のホームページにおいて公表することになります。

所在地（マンションの場合は住居表示。以下同じ。）、マンション名・部屋番号（マンションの場合のみ。以下同じ。）、登記地目（建物付土地の場合は登記地目及び種類。以下同じ。）、面積（建物付土地の場合は土地面積及び建物面積、マンションの場合は専有面積。以下同じ。）、応札者数、開札結果、都市計画区域、用途地域、建築率、容積率

- (2) 契約締結したものについては、その契約内容に係る次に掲げる情報を財務局のホームページにおいて公表することとなります。

所在地、マンション名・部屋番号、登記地目、面積、応札者数、開札結果、不落等

随契の有無、契約年月日、契約金額、契約相手方の法人・個人の別（契約相手方が地方公共団体の場合は当該団体名）、契約相手方の業種（契約相手方が法人の場合のみ）、価格形成上の減価要因（国の予定価格（予算決算及び会計令第80条の規定に基づき定める予定価格をいう。）の算定に当たり、地下埋設物、土壤汚染等の物件の状況又は建物解体撤去を減価要因とした場合のその要因をいう。）、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

(3) 上記(1)及び(2)に掲げる情報の公表に対する同意が契約締結の要件となります。

11 その他

入札者は、本公示書のほか、財務局で交付する入札要領及び国有財産売買契約書(案)を十分理解の上、入札するものとする。

以上公示する。

令和　　年　　月　　日

財務局

※ 別添第1号様式中、「財務局」とある箇所は必要に応じ「福岡財務支局」、「沖縄総合事務局」と置き換え、また、「財務局長」とある箇所は必要に応じ「福岡財務支局長」、「沖縄総合事務局長」と置き換えるものとする。

別添第2号様式（期日入札用）

入 札 要 領

第1条 入札参加希望者は、国有財産売払公示書及び本要領を熟読の上入札して下さい。

第2条 現物と公示数量が符合しない場合でもこれを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第3条 入札者は、入札参加申込書を国有財産売払公示書で指定する提出期限及び場所（以下「指定する期限等」という。）に提出しなければなりません。

第4条 代理人により入札する場合は、入札前に必ず委任状を担当者に提出して下さい。

第5条 入札は所定の入札書により、封書にして入札日時までに提出しなければなりません。

第6条 入札者は入札前に入札保証金として、入札金額の100分の5以上（円未満切上）に相当する金額を現金で納付するか、これに代えて銀行振出小切手、国債又は金融機関の保証（以下「入札保証金等」という。）により提供しなければなりません。

2 入札保証金を現金を振り込む方法により納付する場合には、財務局から交付を受けた振込依頼書を用いて、令和 年 月 日までに財務局の預金口座（口座番号等： ）に振り込んで下さい。その際、受領した保管金受入手続添付書を入札保証金振込証明書に貼付し、入札保証金提出書と一緒に入札開始前に提出して下さい。保管金受入手続添付書の貼付がないと財務局の預金口座に現金を納めてあっても入札は無効となります。

3 1通の振込依頼書で複数物件の入札保証金を振り込むことはできません。

4 振込依頼書には、必ず物件番号を記載して下さい。

5 登録国債で供しようとする場合には、国債規則第41条に規定する登録済通知書を提出しなければなりません。

第7条 入札保証金を現金を振り込む方法により納付した入札者に返還する場合は、あらかじめ入札者が指定した銀行等の預貯金口座へ振り込みますので、入札保証金提出書の入札保証金返還請求欄に金融機関名、預貯金の種類、口座番号、口座名義人氏名を正確に記入して下さい。

第8条 入札書には、入札者の住所氏名を記入し、又金額の記入は算用数字を使用し、最初の数字の前に￥を記入して下さい。

第9条 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできません。

第10条 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- 1 公示書又は本要領の条項に違反するもの
- 2 入札参加申込書を指定する期限等に提出していないもの
- 3 入札書に入札者の住所、氏名の記入のないもの

- 4 代理人により入札する場合、入札書に代理人の住所、氏名の記入のないもの
 - 5 入札書の金額を訂正したもの、金額の記載が明確でないもの
 - 6 担当官等が入札書不完全と認めたもの
 - 7 第6条に規定する入札保証金振込証明書の提出のないもの（入札保証金を現金を振り込む方法により納付した場合に限る）
 - 8 第6条に規定する入札保証金提出書の提出がないもの（入札保証金を現金を振り込む方法により納付した場合に限る）
 - 9 第6条に規定する入札保証金等を差し出さないもの
 - 10 郵送をもって、入札書を送付してきたもの
 - 11 一人で2通以上の入札をしたもの
 - 12 最低売却価格に達しない入札をしたもの
- ※ 予決令臨特第4条の15の規定によらずに不動産を入札の方法により一般競争に付して売り払う場合には、上記12を削除する。
- 13 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定並びに国有財産法第16条の規定に該当する者が入札したもの
(予算決算及び会計令第70条及び第71条、国有財産法第16条は「参考」参照)
 - 14 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者が入札したもの
なお、警察当局から排除要請がある者とは、次の要件のいずれかに該当するものとして警察当局から排除要請を受けた者をいう。
 - (1) 当該物件を暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の事務所その他これに類するものの用に供しようとするもの
(注)「これに類するもの」とは、「公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるもの」をいう。
 - (2) 次のいずれかに該当するとき
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団又は暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
オ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(3) (1)、(2)の依頼を受けて入札に参加しようとするもの

※ 予決令臨特第4条の15の規定によらずに不動産を入札の方法により一般競争に付して売り払う場合には、14の次に以下を追加する。

○ 入札物件の鑑定評価等（令和元年9月24日付財理第3228号「国有財産等の評価に係る不動産鑑定業者の選定方法について」通達に規定する「鑑定評価等」をいう。）の業務を請け負った者が入札したもの

15 入札関係提出書に虚偽の記載があるもの

第11条 開札は入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理者が開札場所に出席しない場合には国の指定した者を立会いさせて開札します。この場合、異議を申立てることはできません。

第12条 落札者は、最低売却価格以上で最高の価格をもって入札した者と決定します。

ただし、最低売却価格以上で最高の価格をもって入札した者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合は、当該入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保するとともに、当該物件に係るすべての入札参加者へその旨通知します。第10条に規定する排除要請が行われなかつた場合は、落札候補者を落札者と決定するものとし、同条に規定する排除要請が行われた場合は、落札候補者の入札を無効とするとともに、最低売却価格以上で入札した他の者（警察当局から排除要請が行われなかつた者に限る。）のうち最高の価格をもって入札した者を落札者と決定します。

また、落札者となる同価の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。

なお、落札者となる同価の入札者に落札候補者がいる場合には、落札候補者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定するまでは、くじ引きを留保します。

※ 予決令臨特第4条の15の規定によらずに不動産を入札の方法により一般競争に付して売り払う場合には、第12条中「最低売却価格」とあるのは「予定価格」と読み替えるものとする。

第13条 非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。）が落札者となった場合で、外国為替令（昭和55年政令第260号）第11条第3項の規定により財務大臣の許可を要するものであるときは、契約は財務大臣の許可があったときに有効とします。

第14条 入札保証金等は、落札者を除き、所定の手続により速やかに還付します。落札者の入札保証金等は、契約締結後に所定の手続により還付します。

なお、落札者の決定を留保した場合は、落札者が決定されるまでの間、当該物件の入

札者に係る入札保証金等の還付を留保します。

ただし、開札後、入札参加者から落札決定前に入札を辞退する旨の申出があった場合には、入札保証金等を還付します。

第 15 条 落札者が落札決定の日から　　日以内（契約の締結に際し、落札者が隔地にあり、国が契約書を送付して落札者が記名押印の上当該契約書を国に送付する場合においては、　　日以内とする。）に契約を締結しない場合には、その落札は無効となり、入札保証金等は国庫に帰属することになります。

第 16 条 落札者は、契約締結しようとするときは、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上（円未満切上）に相当する金額を現金で納付するか、これに代えて銀行振出小切手、国債又は金融機関の保証（以下「契約保証金等」という。）により提供しなければなりません。なお、登録国債で提供しようとする場合には、国債規則第 41 条に規定する登録済通知書を提出しなければなりません。

第 17 条 前条の契約保証金等は、売買代金の全額を納付した後に所定の手続により還付します。

第 18 条 入札の実施結果に係る次に掲げる情報については、開札後速やかに財務局のホームページに公表します。

所在地（マンションの場合は住居表示。次項において同じ。）、マンション名・部屋番号（マンションの場合のみ。次項において同じ。）、登記地目（建物付土地の場合は登記地目及び種類。次項において同じ。）、面積（建物付土地の場合は土地面積及び建物面積、マンションの場合は専有面積。次項において同じ。）、応札者数、開札結果、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

2 落札者との売買契約締結後、速やかに、その契約内容に係る次に掲げる情報を財務局のホームページに公表します。

所在地、マンション名・部屋番号、登記地目、面積、応札者数、開札結果、不落等隨契の有無、契約年月日、契約金額、契約相手方の法人・個人の別（契約相手方が地方公共団体の場合は当該団体名）、契約相手方の業種（契約相手方が法人の場合のみ）、価格形成上の減価要因（国の予定価格（予算決算及び会計令第 80 条の規定に基づき定める予定価格をいう。）の算定に当たり、地下埋設物、土壤汚染等の物件の状況又は建物解体撤去を減価要因とした場合のその要因をいう。）、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

3 前 2 項に規定する公表への同意が契約締結の要件となります。

第 19 条 本要領に定めない事項はすべて会計法規の定めるところによって処理します。

（注） 入札保証金を契約保証金に、入札保証金又は契約保証金を売買代金にそれぞれ充当する場合には、所要の箇所を修正すること。

参考

○予算決算及び会計令（抄）

（一般競争に参加させることができない者）

第 70 条 契約担当官等は、売買、賃借、請負その他の契約につき会計法第 29 条の 3 第 1 項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第 71 条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (2) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

○国 有 財 产 法（抄）

（職員の行為の制限）

第 16 条 国有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る国有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、無効とする。

※ 別添第2号様式中、「財務局」とある箇所は必要に応じ「福岡財務支局」、「沖縄総合事務局」と置き換えるものとする。

別添第3号様式

収入印紙

国有財産売買契約書

売私人國（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）とは、次の条項により国有財産の売買契約を締結する。

（売買物件）

第1条 売買物件は、次のとおり。

所 在 地	区 分	数 量		摘 要

2 前項に定める数量は、別添図面等資料による数量であり、乙は、本数量をもって契約数量とすることを了承するものとする。

（売買代金）

第2条 売買代金は、金 円とする。

（契約保証金）

第3条 乙は、本契約を締結しようとするとき、契約保証金として金 円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

3 第1項の契約保証金には利息を付さない。

4 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく第1項に定める契約保証金を乙に還付する。

5 甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を国庫に帰属させることができる。

（代金の支払い）

第4条 乙は、売買代金を、甲の発行する納入告知書により令和 年 月 日までに甲に支払わなければならない。

（登記嘱託請求書等）

第5条 乙は、本契約締結の際にあらかじめ登記嘱託請求書及び登録免許税相当額の現金領収証書を甲に提出しなければならない。

（所有権の移転）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付した時に乙に移転する。

(売買物件の引渡し)

第7条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転した時に売買物件の引き渡しがあったものとする。

(特約条項)

第8条 乙は、売買物件が売買契約書添付の物件調書等（別紙）記載の内容であることを了承したうえ、売買物件を買い受けるものとする。【売買契約書添付の物件調書等（別紙）が存在しない場合は本条削除】

(契約不適合責任)

第8条の2 乙は、引き渡された売買物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、引渡しの日から2年以内に甲に通知したものに限り、次のとおり、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができる。この場合、甲又は乙は、相手方に対し、協議の申し入れをすることができる。

- (1) 修補をする場合において、甲は、乙に不相当な負担を課すものでないときは、乙が請求した方法と異なる方法による修補をすることができる。
 - (2) 修補に要する費用が売買代金の額を超過する場合には、甲は修補責任を負わない。
 - (3) 本条の契約不適合が、本契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰すことができない事由によるものであるときを除き、乙は、甲に対し、損害賠償を請求することができる。
 - (4) 前号の損害賠償額は、売買代金の額を限度とする。
 - (5) 本条の契約不適合により、乙が本契約を締結した目的が達せられないときは、本契約を解除することができる。
 - (6) 本条の契約不適合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除のいずれもすることはできない。
- 2 前項の契約不適合について、乙は、甲に対して、代金減額を請求することはできない。
- 3 乙が本契約締結時に第1項の契約不適合を知っていたときは、甲は本条の責任を負わない。
- 4 第8条（特約条項）の内容については、第1項の契約不適合に該当しない。【売買契約書添付の物件調書等（別紙）が存在しない場合は本項削除】

※ 第三者チェック（平成30年9月18日付財理第3111号「普通財産の処分価格等の明確化に係る手続きについて」通達に基づくものることをいう。）を経た財産については、以下の特約及び契約不適合責任条項を付すことができるものとする。

なお、特約条項については、個別の事情を勘案し、適宜、法律相談を行い修正して差し支えない。

(特約条項)

第●条 乙は、売買物件が売買契約書添付の物件調書及び調査報告書等（別紙）記載の内容であることを了承したうえ、売買物件を買い受けるものとする。

(契約不適合責任)

第●条 乙は、引き渡された売買物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときに、当該契約不適合を理由として、履行の追完請求、代金減額請求、損害賠償請求をすることはできない。

2 前項の契約不適合について、乙が本契約を締結した目的が達せられないときは、引渡しの日から2年以内に甲に通知したものに限り、本契約を解除することができる。

ただし、前項の契約不適合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、本契約を解除することはできない。

3 第●条（特約条項）の内容については、第1項の契約不適合に該当しない。

(危険負担)

第9条 本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が天災地変その他の甲又は乙のいずれの責に帰すことのできない事由により滅失又は損傷し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、本契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、本契約を解除することができる。また、乙は、本契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。

2 甲は、売買物件の引渡し前に、前項の事由によって当該物件が損傷した場合であっても、修補することにより本契約の履行が可能であるときは、甲は、売買物件を修補して乙に引き渡すことができるものとする。この場合、修補行為によって引渡しが本契約に定める引渡しの時を超えて、乙は、甲に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできない。

3 第1項によって、本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還するものとする。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第10条 乙は、本契約の締結の日から10年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

(実地調査等)

第11条 甲は、乙の前条に定める公序良俗に反する使用等に関して、甲が必要と認めるときは実地調査を行うことができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記事項

証明書その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく前2項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第12条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

- (1) 前条に定める義務に違反したときは、金（売買代金の1割）円
- (2) 第10条に定める義務に違反したときは、金（売買代金の3割）円

2 前項の違約金は第13条第4項及び第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2 甲は、乙が第10条に定める義務に違反したとき、又は次の各号の一に該当していると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

4 乙は、甲が第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(返還金等)

第14条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切

の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第 15 条 乙は、甲が第 13 条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当ないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又は損傷しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならぬ。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えてる場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第 1 項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第 16 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第 17 条 甲は、第 14 条第 1 項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が本契約に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部を相殺する。

(契約の費用)

第 18 条 本契約の締結及び履行等に関する必要な費用は、乙の負担とする。

(契約内容の公表)

第 19 条 乙は、本契約締結後、別紙に掲げる契約内容を甲が公表することに同意するものとする。

(信義誠実の義務・疑義の決定)

第 20 条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第 21 条 本契約に関する訴えの管轄は財務局所在地を管轄区域とする地方裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、両者記名押印のうえ各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

売 払 人 国

(分任) 契約担当官 財務局長

買 受 人 住 所 (所在地)

氏　　名（名称）

※ 別添第3号様式中、「財務局」とある箇所は必要に応じ「福岡財務支局」、「沖縄総合事務局」と置き換え、また、「財務局長」とある箇所は必要に応じ「福岡財務支局長」、「沖縄総合事務局長」、「財務事務所長」、「出張所長」と置き換えるものとする。

別紙

- ・所在地（マンションの場合は住居表示）
- ・マンション名・部屋番号（マンションの場合のみ）
- ・登記地目（建物付土地の場合は登記地目及び種類）
- ・面積（建物付土地の場合は土地面積及び建物面積、マンションの場合は専有面積）
- ・応札者数
- ・開札結果
- ・不落等隨契の有無
- ・契約年月日
- ・契約金額
- ・契約相手方の法人・個人の別（契約相手方が地方公共団体の場合は当該団体名）
- ・契約相手方の業種（契約相手方が法人の場合のみ）
- ・価格形成上の減価要因
- ・都市計画区域
- ・用途地域
- ・建蔽率
- ・容積率

別添第4号様式（期間入札用）

国有財産売払公示書

下記国有財産を一般競争入札（期間入札）により売払いします。

記

1 売払物件

物件番号	所在	種目	構造	数量	都市計画上の制限等	最低売却価格

2 競争参加者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当する者
- (2) 国有財産に関する事務に従事する者にあっては国有財産法（昭和23年法律第73号）第16条の規定に該当する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

※ 予決令臨特第4条の15の規定によらずに不動産を入札の方法により一般競争に付して売り払う場合には、以下を追加する。

- (4) 入札物件の鑑定評価等（令和元年9月24日付財理第3228号「国有財産等の評価に係る不動産鑑定業者の選定方法について」通達に規定する「鑑定評価等」をいう。）の業務を請け負った者

3 入札要領及び契約条項を示す場所

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札受付期間

令和 年 月 日 () 時から令和 年 月 日 () 時まで

- (2) 開札日時及び場所

令和 年 月 日 () 時から

（参加は自由であり、入札者に対しては文書をもって開札結果を通知する。）

5 入札書等用紙の交付

入札書等用紙は、公告の日から令和 年 月 日 ()までの間、財務局において交付する。

6 入札方法等

(1) 入札保証金の納付等

① 入札保証金は、各自入札金額の 100 分の 5 以上（円未満切上）に相当する金額とし、財務局から交付を受けた振込依頼書を用いて、金融機関において現金により財務局の指定する口座に振り込むものとする。

② 入札保証金は、落札者を除き、入札者が指定する金融機関の預貯金口座へ振り込む方法により還付する。

なお、落札者の決定を留保した場合は、落札者を決定するまでの間、当該物件の入札者に係る入札保証金の還付を留保する。

ただし、開札後、入札参加者から落札決定前に入札を辞退する旨の申出があった場合には、入札保証金を還付する。

③ 入札保証金には利息を付さない。

(2) 入札方法

入札は、第 5 項の規定により交付を受けた入札書等の用紙を使用し、入札書提出用封筒に入札書のみを入れて封をし、その封筒と入札保証金提出書（2 連複写の 2 枚目の入札保証金振込証明書用紙に、金融機関から受け取った保管金受入手続添付書を貼付したもの）を郵送用封筒に入れて、財務局統括宛、引受及び配達について記録できる方法で郵送して申し込むものとする。

また、第 4 項(1)の期間であれば、午前 時から 時、午後 時から 時までの間、財務局統括へ持参することもできる。

なお、入札書の提出後、入札を取り消すことや入札書の記載の変更はできない。

7 入札の無効

競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

8 契約不履行

落札者が落札決定の日から 日以内（契約締結に際し、落札者が隔地にあり、国が契約書を送付して落札者が記名押印の上、当該契約書を国に送付する場合においては、日以内とする。）に契約を結ばない場合には、第 6 項(1)に規定する入札保証金は国庫に帰属する。

9 契約書作成の要否及び代金支払方法

契約書の作成を要し、代金は即納とする。

10 現地説明の日時及び場所

日時 令和 年 月 日 時

場所

11 契約内容等の公表

(1) 入札の実施結果に係る次に掲げる情報については、開札後速やかに財務局のホームページにおいて公表することになります。

所在地（マンションの場合は住居表示。以下同じ。）、マンション名・部屋番号（マンションの場合のみ。以下同じ。）、登記地目（建物付土地の場合は登記地目及び種

類。以下同じ。)、面積（建物付土地の場合は土地面積及び建物面積、マンションの場合は専有面積。以下同じ。）、応札者数、開札結果、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

- (2) 契約締結したものについては、その契約内容に係る次に掲げる情報を財務局のホームページにおいて公表することとなります。

所在地、マンション名・部屋番号、登記地目、面積、応札者数、開札結果、不落等隨契の有無、契約年月日、契約金額、契約相手方の法人・個人の別（契約相手方が地方公共団体の場合は当該団体名）、契約相手方の業種（契約相手方が法人の場合のみ）、価格形成上の減価要因（国の予定価格（予算決算及び会計令第80条の規定に基づき定める予定価格をいう。）の算定に当たり、地下埋設物、土壤汚染等の物件の状況又は建物解体撤去を減価要因とした場合のその要因をいう。）、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

- (3) 上記(1)及び(2)に掲げる情報の公表に対する同意が契約締結の要件となります。

12 その他

入札者は、本公示書のほか、財務局で交付する入札要領及び国有財産売買契約書（案）を十分理解の上、入札するものとする。

以上公示する。

令和　　年　　月　　日

財務局

※ 別添第4号様式中、「財務局」とある箇所は必要に応じ「福岡財務支局」、「沖縄総合事務局」と置き換えるものとする。

別添第5号様式（期間入札用）

入札要領

第1条 入札参加希望者は、国有財産売払公示書及び本要領を熟読の上入札して下さい。

第2条 現物と公示数量が符合しない場合でもこれを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第3条 代理人により入札する場合は、入札書の提出と同時に委任状を提出して下さい。

第4条 入札は、財務局から交付を受けた入札書に必要な事項を記入し、入札書のみを入札書提出用の封筒に入れた上で封をし、入札関係書類とともに郵送用封筒により、入札受付期間（月 日（ ）から月 日（ ））まで（必着）に財務局あて引受及び配達について記録できる方法により郵送又は持参によって提出しなければなりません。

2 入札締切日までに到達しない入札は無効となりますので、郵送により入札を行う場合は十分余裕をみて早めに送付して下さい。

第5条 入札者は、入札する前に入札保証金として、入札金額の100分の5以上（円未満切上）に相当する金額を財務局から交付を受けた振込依頼書を用いて、財務局の預金口座（口座番号等： ）に振り込んで下さい。その際、受領した保管金受入手続添付書を入れ保証金振込証明書に貼付し、入札保証金提出書と一緒に提出して下さい。保管金受入手続添付書の貼付がないと財務局の預金口座に現金を納めてあっても入札は無効となります。

2 1通の振込依頼書で複数物件の入札保証金を振り込むことはできません。

3 振込依頼書には、必ず入札書に記載されている物件番号を記載して下さい。

4 入札保証金の納付後は、その取消し又は変更はできません。

第6条 入札書の記載に当たっては、入札書の注意事項に従い、間違のないよう記入して下さい。

2 入札保証金を返還する場合は、あらかじめ入札者が指定した銀行等の預貯金口座へ振り込みますので、入札保証金提出書の入札保証金返還請求欄に金融機関名、預貯金の種類、口座番号、口座名義人氏名を正確に記入して下さい。

第7条 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできません。

第8条 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

1 公示書又は本要領の条項に違反するもの

2 入札書に入札者の住所、氏名の記入のないもの

3 代理人により入札する場合、入札書に代理人の住所、氏名の記入のないもの

4 入札書の金額を訂正したもの、金額の記載が明確でないもの

5 担当官等が入札書不完全と認めたもの

- 6 所定の入札書以外の用紙を使用して行ったもの
 - 7 第5条に規定する入札保証金振込証明書の提出のないもの
 - 8 第5条に規定する入札保証金提出書の提出がないもの
 - 9 第5条に規定する入札保証金を差し出さないもの
 - 10 1物件に対して一人で複数の入札をしたもの
 - 11 最低売却価格に達しない入札をしたもの
- ※ 予決令臨特第4条の15の規定によらずに不動産を入札の方法により一般競争に付して売り扱う場合には、上記11を削除する。
- 12 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定並びに国有財産法第16条の規定に該当する者が入札したもの
(予算決算及び会計令第70条及び第71条、国有財産法第16条は「参考」参照)
 - 13 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者が入札したもの
なお、警察当局から排除要請がある者とは、次の要件のいずれかに該当するものとして警察当局から排除要請を受けた者をいう。
 - (1) 当該物件を暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の事務所その他これに類するものの用に供しようとするもの
(注)「これに類するもの」とは、「公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるもの」をいう。
 - (2) 次のいずれかに該当するとき
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団又は暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (3) (1)～(2)の依頼を受けて入札に参加しようとするもの
- ※ 予決令臨特第4条の15の規定によらずに不動産を入札の方法により一般競争に付して売り扱う場合には、13の次に以下を追加する。

- 入札物件の鑑定評価等（令和元年9月24日付財理第3228号「国有財産等の評価に係る不動産鑑定業者の選定方法について」通達に規定する「鑑定評価等」をいう。）の業務を請け負った者が入札したもの

14 入札関係提出書に虚偽の記載があるもの

第9条 開札は、国有財産売払公示書において公示した時間及び場所に、国の指定した者を立会いさせて行います。なお、入札者等入札関係者の出席は自由ですが、開札会場への入場に際し、入札物件及び入札者名により入札関係者であることの確認をさせていただきます。

第10条 落札者は、最低売却価格以上で最高の価格をもって入札した者と決定します。

ただし、最低売却価格以上で最高の価格をもって入札した者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合は、当該入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保するとともに、当該物件に係るすべての入札参加者へその旨通知します。第8条に規定する排除要請が行われなかった場合は、落札候補者を落札者と決定するものとし、同条に規定する排除要請が行われた場合は、落札候補者の入札を無効とするとともに、最低売却価格以上で入札した他の者（警察当局から排除要請が行われなかつた者に限る。）のうち最高の価格をもって入札した者を落札者と決定します。

また、落札者となる同価の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。入札者が開札会場にいない場合には、国の指定した者がくじを引きます。

なお、落札者となる同価の入札者に落札候補者がいる場合には、落札候補者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定するまでは、くじ引きを留保します。

※ 予決令臨特第4条の15の規定によらずに不動産を入札の方法により一般競争に付して売り扱う場合には、第10条中「最低売却価格」とあるのは「予定価格」と読み替えるものとする。

第11条 開札結果については、入札者に速やかに文書をもって通知するとともに、開札後速やかに財務局のホームページに入札の実施結果に係る次に掲げる情報を公表します。

所在地（マンションの場合は住居表示。第17条第1項において同じ。）、マンション名・部屋番号（マンションの場合のみ。第17条第1項において同じ。）、登記地目（建物付土地の場合は登記地目及び種類。第17条第1項において同じ。）、面積（建物付土地の場合は土地面積及び建物面積、マンションの場合は専有面積。第17条第1項において同じ。）、応札者数、開札結果、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

第12条 非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。）が落札者となった場合で、外国為替令（昭和55年政令第260号）第11条第3項の規定により財務大臣の許可を要するものであるときは、契約は財務大臣の許可があったときに有効とします。

第13条 入札保証金は、落札者を除き、第6条第2項に規定する方法により速やかにこれ

を還付します。なお、落札者の入札保証金は、契約締結後に還付します。

また、落札者の決定を留保した場合は、落札者を決定するまでの間、当該物件の入札者に係る入札保証金の還付を留保します。

ただし、開札後、入札参加者から落札決定前に入札を辞退する旨の申出があった場合には、入札保証金を還付します。

第 14 条 落札者が落札決定の日から 日以内（契約の締結に際し、落札者が隔地にあり国が契約書を送付して落札者が記名押印の上当該契約書を国に送付する場合においては、日以内とする。）に契約を締結しない場合には、その落札は無効となり入札保証金は国庫に帰属することになります。

第 15 条 落札者は、契約締結しようとするとき、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上（円未満切上）に相当する金額を現金で納付するか、これに代えて銀行振出小切手、国債又は金融機関の保証（以下「契約保証金等」という。）により提供しなければなりません。

なお、登録国債で提供しようとする場合には、国債規則第 41 条に規定する登録済通知書を提出しなければなりません。

第 16 条 前条の契約保証金等は、売買代金の全額を納付した後に所定の手続により還付します。

第 17 条 落札者との売買契約締結後、速やかに、その契約内容に係る次に掲げる情報を財務局のホームページに公表します。

所在地、マンション名・部屋番号、登記地目、面積、応札者数、開札結果、不落等
随契の有無、契約年月日、契約金額、契約相手方の法人・個人の別（契約相手方が地方公共団体の場合は当該団体名）、契約相手方の業種（契約相手方が法人の場合のみ）、
価格形成上の減価要因（国の予定価格（予算決算及び会計令第 80 条の規定に基づき定める予定価格をいう。）の算定に当たり、地下埋設物、土壤汚染等の物件の状況又は建物解体撤去を減価要因とした場合のその要因をいう。）、都市計画区域、用途地域、
建蔽率、容積率

2 第 11 条及び前項に規定する公表への同意が契約締結の要件となります。

第 18 条 本要領に定めない事項はすべて会計法規の定めるところによって処理します。

（注）入札保証金を契約保証金に、入札保証金又は契約保証金を売買代金にそれぞれ充當する場合には、所要の箇所を修正すること。

参考

○予算決算及び会計令（抄）

（一般競争に参加させることができない者）

第 70 条 契約担当官等は、売買、賃借、請負その他の契約につき会計法第 29 条の 3 第 1

項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条
第1項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第71条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

○国有財産法（抄）

（職員の行為の制限）

第16条 国有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る国有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、無効とする。

※ 別添第5号様式中、「財務局」とある箇所は必要に応じ「福岡財務支局」、「沖縄総合事務局」と置き換えるものとする。

別添第6号様式

誓 約 書

- 私
 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に賃貸すること。

（分任）契約担当官 財務局長 殿

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

※ 別添第6号様式中、「財務局長」とある箇所は必要に応じ「福岡財務支局長」、「沖縄総合事務局長」、「財務事務所長」、「出張所長」と置き換えるものとする。

別添第7号様式

令和 年 月 日

財務局長 殿

住所又は

所 在 地 _____

氏名又は

名 称 _____

同 意 書

下記1の国有財産の売払いに係る契約手続について、下記2の事項を異議なく同意します。

記

1. 物件の表示

物件所在地 : ○○

区分・数量 : ○○・○○

2. 契約に係る事項

契約締結後、次に掲げる項目を公表するとともに、公表に対する同意が契約締結の要件となること

所在地（マンションの場合は住居表示）、マンション名・部屋番号（マンションの場合のみ）、登記地目（建物付土地の場合は登記地目及び種類）、面積（建物付土地の場合は土地面積及び建物面積、マンションの場合は専有面積）、応札者数、開札結果、不落等随契の有無、契約年月日、契約金額、契約相手方の法人・個人の別（契約相手方が地方公共団体の場合は当該団体名）、契約相手方の業種（契約相手方が法人の場合のみ）、価格形成上の減価要因（国の予定価格（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条の5の規定に基づき定める予定価格をいう。）の算定に当たり、地下埋設物、土壤汚染等の物件の状況又は建物解体撤去を減価要因とした場合のその要因をいう。）、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

※ 別添第7号様式中、「財務局長」とある箇所は必要に応じ「福岡財務支局長」、「沖縄総合事務局長」と置き換えるものとする。